

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年8月22日

さいたま地方法務局 本庄出張所

登記官 黒 須 知 明

記

意見又は資料の提出先

本庄市早稲田の杜四丁目10番1号（〒367-0030）

さいたま地方法務局 本庄出張所

0495-22-3264 ナビダイヤル②番

別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第0328-2022-0030号 (旧0328-2019-0018)	児玉郡上里町大字忍保字小原	138-1	原野	6.61
第0328-2022-0031号	児玉郡上里町大字金久保字西薬師	717-1	墓地	474
第0328-2022-0032号	児玉郡上里町大字金久保	928	宅地	45.42
第0328-2022-0033号	児玉郡上里町大字金久保	1004	墓地	456
第0328-2022-0034号	児玉郡上里町大字金久保	1266-2	境内地	67